

公立大学法人公立鳥取環境大学安全衛生管理規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第43号

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)及びその他の関係法令に定めるもののほか、公立大学法人公立鳥取環境大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第68条の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)職員の安全及び衛生の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長の責務)

第2条 理事長は、職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

(職員の義務)

第3条 職員は、理事長その他安全衛生に携わる者が講ずる安全の確保及び健康の保持増進のための措置に従わなければならない。

(総括安全衛生管理者)

第4条 法人に、職員の健康管理及び安全衛生を総括させるため、総括安全衛生管理者を置く。
2 総括安全衛生管理者は、副理事長をもって充てる。

(衛生管理者)

第5条 法人に、法第12条に規定する衛生管理者を置く。
2 衛生管理者は、理事長が指名する。

(産業医)

第6条 法人に、法第13条に規定する産業医を置く。
2 産業医は、理事長が選任する。

(衛生委員会)

第7条 法人に法第18条第1項に規定する衛生委員会を置く。
2 衛生委員会には、次に掲げる委員をもって構成する。
(1) 総括安全衛生管理者
(2) 衛生管理者
(3) 産業医
(4) 事務職員 1名
(5) 教員 1名
(6) その他理事長が必要と認めて指名した者
3 理事長は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、法人に職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
4 衛生委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
5 衛生委員会の委員が欠けた場合においては、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6 衛生委員会は、次の事項の審議を行う。
(1) 職員の健康の保持増進又は職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
(2) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、職員の健康の保持増進及び職員の健康障害の防止に関すること。

(衛生委員会の委員長)

第8条 衛生委員会に委員長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(衛生委員会の運営)

第9条 衛生委員会は、議長が招集する。

2 衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 衛生委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 衛生委員会の運営に関しその必要な事項は、衛生委員会において別に定める。

(職場環境の維持管理)

第10条 理事長は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所、勤務内容等に応じ、喚起、採光、照明、保湿、防湿、騒音防止及び清掃保持に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康診断)

第11条 法人は、健康診断を行う。

2 前項の健康診断は、医師又は医療機関を指定して行うものとする。

3 法人は、定期健康診断、採用時健康診断、その他の法令により必要な健康診断を行うものとする。

4 理事長が必要と認める場合には、臨時に健康診断を行うものとする。

(受診の義務)

第12条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受診しなければならない。ただし、他の医師又は医療機関において当該健康診断に相当する健康診断を受診しその結果を証明する書面を理事長に提出したとき又は特別の事由のあるときは、この限りではない。

(健康区分の決定等)

第13条 産業医は、健康診断の結果により、健康管理上、生活規制面及び医療面の指導を必要と認めた職員について、別表に定める指導区分の決定及び変更を行うものとする。

(事後措置)

第14条 理事長は、前条の規定により判定した指導区分に応じ、別表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置をとらなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第15条 理事長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(療養指導)

第16条 理事長は、病気により休暇又は休職している職員がいるときは、療養状態を調査し、適切な指導を行うものとする。

(健康記録の管理)

第17条 理事長は、健康診断の結果・指導区分・事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを保管しなければならない。

(秘密保持)

第18条 この規則の実施についての事務に従事する者は、その実施に関して知り得た職員の秘密を他に漏らしてはならない。その事務に従事しなくなった後も、また同様とする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、理事長が別

に定める。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年規程第 3 2 号）

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 3 条、第 1 4 条関係）
指導区分及び事後措置の基準

指導区分		事後措置の基準
区分	内容	
生活規制の面	A(要休業)	勤務を休む必要のあるもの 休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B(要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの 勤務場所の変更、職務の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務時間を軽減し、かつ深夜勤務（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C(要注意)	勤務をほぼ平常に行つてよいもの 深夜勤務、時間外勤務、休日勤務及び出張を制限する必要があること。
	D(健康)	平常の生活でよいもの
医療の面	1(要治療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの 必要な治療を受けるように指示すること。
	2(要観察)	定期的に医師の観察指導を必要とするもの 経過観察をするための検査及び発病・再発の防止のための指導等を受けるよう指示すること。
	3(健康)	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの